

第1章 建築基準法

問題. 1 用語の定義

令和6年度前期 No.43

用語の定義に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建築物を移転することは、建築である。
- (2) 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物は、特殊建築物である。
- (3) 建築物の構造上重要でない間仕切壁は、主要構造部である。
- (4) 主要構造部が耐火構造で、その外壁の開口部で延焼のおそれがある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を有するものは、耐火建築物である。

問題. 2 用語の定義

令和5年度後期 No.43

用語の定義に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 基礎は、構造耐力上主要な部分であるが、主要構造部ではない。
- (2) 電波塔に設けた展望室は、建築物である。
- (3) コンビニエンスストアは、特殊建築物ではない。
- (4) コンクリートや石は、耐水材料である。

問題. 3 用語の定義

令和4年度前期 No.43

用語の定義に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建築物を移転することは、建築である。
- (2) 住宅の浴室は、居室ではない。
- (3) 危険物の貯蔵場の用途に供する建築物は、特殊建築物である。
- (4) 建築設備は、建築物に含まれない。

問題. 4 用語の定義

令和3年度後期 No.43

用語の定義に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 設計者とは、その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。
- (2) コンビニエンスストアは、特殊建築物ではない。
- (3) 建築物に関する工事用の仕様書は、設計図書である。
- (4) 駅のプラットフォームの上家は、建築物ではない。

問題. 5 建築確認手続き等

令和7年度前期 No.43

建築確認手続き等に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- (2) 工事施工者は、確認申請が必要な工事の場合、設計図書を工事現場に備えておかなければならない。
- (3) 高さが2mを超える擁壁は、確認済証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- (4) 建築主事等は、工事の完了検査の申請を受理した場合、その受理した日から14日以内に検査をしなければならない。

問題. 6 建築確認手続き等

令和6年度後期 No.43

建築確認手続き等に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 施工者は、工事完了から4日以内に完了検査を申請しなければならない。
- (2) 施工者は、工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築確認があった旨の表示をしなければならない。
- (3) 鉄骨造2階建ての建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。
- (4) 建築主は、建築確認申請が必要な建築物を建築する場合、当該工事に着手する前に確認済証の交付を受けなければならない。

問題. 7 建築確認手続き等

令和5年度前期 No.43

建築確認等の手続きに関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- (2) 特定行政庁は、工事施工者に対して工事の計画又は施工の状況に関する報告を求めることができる。
- (3) 建築主事は、建築主に対して、建築物の敷地に関する報告を求めることができる。
- (4) 工事施工者は、建築物の工事を完了したときは、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を申請しなければならない。

問題. 8 建築確認手続き等

令和4年度後期 No.43

建築確認手続き等に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建築主は、原則として、工事完了から4日以内に、建築主事に到達するように完了検査を申請しなければならない。
- (2) 建築主は、工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築確認があった旨の表示をしなければならない。
- (3) 施工者は、建築確認申請が必要な工事の場合、設計図書を工事現場に備えておかなければならない。
- (4) 建築主事は、工事の完了検査の申請を受理した場合、その受理した日から7日以内に検査をしなければならない。

問題. 9 建築確認手続き等

令和3年度前期 No.43

建築確認手続き等に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- (2) 建築主事は、木造3階建ての建築物の確認申請書を受理した場合、受理した日から35日以内に、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査しなければならない。
- (3) 工事施工者は、建築物の工事を完了したときは、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を申請しなければならない。
- (4) 鉄骨造2階建ての建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。

問題. 10 居室の採光・換気

令和6年度前期 No.44

居室の採光及び換気に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 換気設備を設けるべき調理室等に設ける給気口は、原則として、天井の高さの1/2以下の高さに設けなければならない。
- (2) 調理室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものには、原則として、換気設備を設けなければならない。
- (3) 小学校の教室には、原則として、床面積の1/5以上の面積の採光に有効な開口部を設けなければならない。
- (4) 住宅の居室には、地階を含め採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。

問題. 11 居室の採光・換気

令和5年度後期 No.44

地上階における居室の採光及び換気に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 採光に有効な部分の面積を計算する際、天窗は実際の面積よりも大きな面積を有する開口部として扱う。
- (2) 換気設備のない居室には、原則として、換気にも有効な部分の面積がその居室の床面積の1/20以上の換気のための窓その他の開口部を設けなければならない。
- (3) 病院の診察室には、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
- (4) ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、居室の採光及び換気の規定の適用に当たっては、1室とみなす。

問題. 12 居室の採光・換気

令和4年度前期 No.44

居室の採光及び換気に関する記述として、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 地階に設ける居室には、必ず、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
- (2) 幼稚園の教室には、原則として、床面積の1/5以上の面積の採光に有効な開口部を設けなければならない。
- (3) 換気設備を設けるべき調理室等に設ける給気口は、原則として、天井の高さの1/2以下の高さに設けなければならない。
- (4) 居室には、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合、換気のための窓その他の開口部を設けなくてもよい。

問題. 13 居室の採光・換気

令和3年度後期 No.44

地上階にある次の居室のうち、「建築基準法」上、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなくてよいものはどれか。

- (1) 病院の診察室
- (2) 寄宿舎の寝室
- (3) 有料老人ホームの入所者用談話室
- (4) 保育所の保育室

問題.14 単体規定全般

令和7年度前期 No.44

次の記述のうち、「建築基準法施行令」上、誤っているものはどれか。

- (1) 階段の幅が3mを超える場合、原則として、中間に手すりを設けなければならない。
- (2) 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、最も低いところの高さによる。
- (3) 階段に代わる傾斜路には、原則として、手すりを設けなければならない。
- (4) 映画館における客用の階段で高さが3mを超えるものには、3m以内ごとに踊場を設けなければならない。

問題.15 単体規定全般

令和6年度後期 No.44

次の記述のうち、「建築基準法施行令」上、誤っているものはどれか。

- (1) 集会場における客用の屋内階段の幅は、120cm以上とする。
- (2) 戸建て住宅の階段の蹴上げは、23cm以下とする。
- (3) 最下階の居室の床が木造である場合、原則として、外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに所定の換気孔を設けるものとする。
- (4) 最下階の居室の床が木造である場合における床の上面の高さは、原則として、直下の地面から45cm以上とする。

問題.16 単体規定全般

令和5年度前期 No.44

次の記述のうち、「建築基準法施行令」上、誤っているものはどれか。

- (1) 階段に代わる傾斜路には、原則として、手すり等を設けなければならない。
- (2) 階段の幅が3mを超える場合、原則として、中間に手すりを設けなければならない。
- (3) 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、最も低いところの高さによる。
- (4) 水洗便所に必要な照明設備及び換気設備を設けた場合、当該便所には採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなくともよい。

問題.17 単体規定全般

令和4年度後期 No.44

次の記述のうち、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 階段に代わる傾斜路の勾配は、1/8を超えないものとする。
- (2) 下水道法に規定する処理区域内においては、汚水管が公共下水道に連結された水洗便所としなければならない。
- (3) 集会場の客用の屋内階段の幅は、120cm以上とする。
- (4) 建築物に設ける昇降機の昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

問題.18 単体規定全般

令和3年度前期 No.44

次の記述のうち、「建築基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、その平均の高さによる。
- (2) 映画館における客用の階段で高さが3mをこえるものには、3m以内ごとに踊場を設けなければならない。
- (3) 木造3階建ての住宅の3階に設ける調理室の壁及び天井の内装は、準不燃材料としなければならない。
- (4) 階段に代わる傾斜路には、原則として、手すり等を設けなければならない。

第2章 建設業法

問題. 1 建設業の許可

令和7年度前期 No.45

建設業許可の変更等の届出に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 許可を受けた建設業の使用人数に変更を生じたときは、その旨を書面で届け出なければならない。
- (2) 許可を受けた建設業者は、業種の区分について変更があったときは、その旨を書面で提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた建設業の営業所に置く専任の技術者について、代わるべき者があるときは、2週間以内に、その者について、書面を提出しなければならない。
- (4) 許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了の時における工事経歴書を、毎事業年度経過後4月以内に、提出しなければならない。

問題. 2 建設業の許可

令和6年度後期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力が失われる。
- (2) 指定建設業と定められている建設業は、7業種である。
- (3) 一般建設業の許可を受けた業者と特定建設業の許可を受けた業者では、発注者から直接請け負うことができる工事の請負代金の額が異なる。
- (4) 建設業の許可を受けようとする者は、営業所ごとに所定の要件を満たした専任の技術者を置かなければならない。

問題. 3 建設業の許可

令和6年度前期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業を営もうとするすべての者は、建設業の許可を受けなければならない。
- (2) 建築工事業で一般建設業の許可を受けている者が、建築工事業で特定建設業の許可を受けた場合、一般建設業の許可は効力を失う。
- (3) 建設業の許可は、一の営業所で、建築工事業と内装仕上工事業の許可を受けることができる。
- (4) 下請負人として建設業を営もうとする者が、建設業の許可を受ける場合には、一般建設業の許可を受ければよい。

問題. 4 建設業の許可

令和5年度後期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする者が建設業の許可を受ける場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 国又は地方公共団体が発注者である建設工事を請け負う者は、特定建設業の許可を受けていなければならない。
- (3) 建築工事業で一般建設業の許可を受けている者は、発注者から直接請け負う1件の建設工事の下請代金の総額が7,000万円の下請契約をすることができない。
- (4) 解体工事業で一般建設業の許可を受けている者は、発注者から直接請け負う1件の建設工事の下請代金の総額が4,500万円の下請契約をすることができない。

問題. 5 建設業の許可

令和5年度前期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 許可を受けた建設業者は、営業所に置く専任の技術者を欠くこととなった場合、これに代わるべき者について、書面を提出しなければならない。
- (2) 許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了の時における工事経歴書を、提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた建設業者は、業種の区分について変更があったときは、その旨の変更届出書を提出しなければならない。
- (4) 許可を受けた建設業者は、商号又は名称について変更があったときは、その旨の変更届出書を提出しなければならない。

問題. 6 建設業の許可

令和4年度後期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は、原則として、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力が失われる。
- (3) 指定建設業と定められている建設業は、7業種である。
- (4) 一般建設業の許可を受けた業者と特定建設業の許可を受けた業者では、発注者から直接請け負うことができる工事の請負代金の額が異なる。

問題. 7 建設業の許可

令和4年度前期 No.45

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業の許可は、建設工事の種類ごとに、29業種に分けて与えられる。
- (2) 下請負人として建設業を営もうとする者が建設業の許可を受ける場合、一般建設業の許可を受ければよい。
- (3) 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、特定建設業の許可を受けなければならない。
- (4) 一の営業所で、建築工事業と管工事業の許可を受けることができる。

問題. 8 建設業の許可

令和3年度後期 No.45

※ 法改正により、出題当時の問題を一部改作

建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 解体工事業で一般建設業の許可を受けている者は、発注者から直接請け負う1件の建設工事の下請代金の総額が4,500万円の下請契約をすることができない。
- (2) 建築工事業で一般建設業の許可を受けている者は、発注者から直接請け負う1件の建設工事の下請代金の総額が7,000万円の下請契約をすることができない。
- (3) 建設業を営もうとする者は、すべて、建設業の許可を受けなければならない。
- (4) 建設業の許可を受けようとする者は、営業所の名称及び所在地を記載した許可申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

問題. 9 建設業の許可

令和3年度前期 No.45

建設業の許可の変更に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 許可を受けた建設業の営業所の所在地について、同一の都道府県内で変更があったときは、その旨の変更届出書を提出しなければならない。
- (2) 許可を受けた建設業の業種の区分について変更があったときは、その旨の変更届出書を提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた建設業の使用人数に変更を生じたときは、その旨を書面で届け出なければならない。
- (4) 許可を受けた建設業の営業所に置く専任の技術者について、代わるべき者があるときは、その者について、書面を提出しなければならない。

問題. 10 請負契約

令和6年度前期 No.46

建設工事における発注者との請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、定められていないものはどれか。

- (1) 工事の完成又は出来形部分に対する下請代金の支払の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (2) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (3) 請負代金の全部又は一部の前金払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

問題. 11 請負契約

令和5年度後期 No.46

建設工事の請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、定められていないものはどれか。

- (1) 工事の履行に必要となる建設業の許可の種類及び許可番号
- (2) 当事者の一方から設計変更の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (3) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (4) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

問題.12 請負契約

令和4年度前期 No.46

建設工事における発注者との請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、定められていないものはどれか。

- (1) 工事の完成又は出来形部分に対する下請代金の支払の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (2) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (3) 注文者が工事に使用する資材を提供するときは、その内容及び方法に関する定め
- (4) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

問題.13 請負契約

令和3年度後期 No.46

建設工事の請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、定められていないものはどれか。

- (1) 工事内容及び請負代金の額
- (2) 工事の履行に必要な建設業の許可の種類及び許可番号
- (3) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (4) 請負代金の全部又は一部の前金払の定めをするときは、その支払いの時期及び方法

問題.14 技術者の設置

令和7年度前期 No.46

建設工事現場に設置する技術者に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、現場代理人の設置にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。
- (2) 主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理の職務を誠実に履行しなければならない。
- (3) 学校教育法による大学を卒業後、1年以上実務の経験を有する者が在学中に国土交通省令で定める学科を修めたものは、主任技術者になることができる。
- (4) 主任技術者を設置する工事で専任が必要とされるものでも、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所において施工するものについては、これらの工事を同一の専任の主任技術者が管理することができる。

問題.15 技術者の設置

令和6年度後期 No.46

工事現場における技術者に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 下請負人として内装仕上工事を請け負った建設業者は、下請代金の額にかかわらず主任技術者を置かなければならない。
- (2) 国又は地方公共団体が発注する建築一式工事以外の建設工事で、請負代金の額が3,000万円の工事現場に置く主任技術者は、専任の者でなければならない。
- (3) 主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。
- (4) 建築一式工事に関し10年以上実務の経験を有する者は、建築一式工事における主任技術者になることができる。

問題.16 技術者の設置

令和5年度前期 No.46

工事現場における技術者に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理の職務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 学校教育法による大学を卒業後、1年以上実務の経験を有する者が在学中に国土交通省令で定める学科を修めたものは、建築一式工事における主任技術者になることができる。
- (3) 主任技術者を設置する工事で専任が必要とされるものでも、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所において施工するものについては、これらの工事を同じ主任技術者が管理することができる。
- (4) 元請負人の特定建設業者から請け負った建設工事で、元請負人に監理技術者が置かれている場合であっても、施工する建設業の許可を受けた下請負人は主任技術者を置かなければならない。

問題.17 技術者の設置

令和4年度後期 No.46

※ 法改正により、出題当時の問題を一部改作

建設工事現場に置く技術者に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する建築一式工事以外の建設工事で、請負代金の額が3,000万円の工事現場に置く主任技術者は、専任の者でなければならない。
- (2) 共同住宅の建築一式工事で、請負代金の額が9,000万円の工事現場に置く主任技術者は、専任の者でなければならない。
- (3) 主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- (4) 下請負人として建設工事を請け負った建設業者は、下請代金の額にかかわらず主任技術者を置かなければならない。

問題.18 技術者の設置

令和3年度前期 No.46

工事現場における技術者に関する記述として、「建設業法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理の職務を誠実に行わなければならない。
- (2) 主任技術者を設置する工事で専任が必要とされるものは、同一の建設業者が同一の場所において行う密接な関係のある2以上の工事であっても、これらの工事を同一の主任技術者が管理してはならない。
- (3) 建築一式工事に関し10年以上実務の経験を有する者は、建築一式工事における主任技術者になることができる。
- (4) 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第3章 労働基準法

問題.1 労働契約

令和6年度前期 No.47

次の記述のうち、「労働基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、休業期間中、当該労働者に所定の額以上の手当を支払わなければならない。
- (2) 使用者は、労働者の退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。
- (3) 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後14日間は、原則として解雇してはならない。
- (4) 使用者は、労働者が退職時に使用期間等の証明書を請求した場合においては、遅滞なくこれを交付しなければならない。

問題.2 労働契約

令和5年度後期 No.47

労働契約に関する記述として、「労働基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、労働契約の不履行について、違約金とその支払の方法を定めて契約しなければならない。
- (2) 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせてはならない。
- (3) 使用者は、労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。
- (4) 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して就業の場所及び従事すべき業務に関する事項を明示しなければならない。

問題.3 労働契約

令和3年度後期 No.47

労働契約に関する記述として、「労働基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺することができる。
- (2) 労働者は、使用者より明示された労働条件が事実と相違する場合においては、即時に労働契約を解除することができる。
- (3) 使用者は、労働者が業務上の傷病の療養のために休業する期間及びその後30日間は、原則として解雇してはならない。
- (4) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

問題. 4 労働契約の書面の交付

令和7年度前期 No.48

労働契約の締結に際し、「労働基準法」上、使用者が労働者に対して、書面で交付しなければならない労働条件はどれか。

ただし、書面の交付には、ファクシミリや電子メール等の法令で定められた方法を含むものとする。

- (1) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- (2) 変更の範囲を含む就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 安全及び衛生に関する事項
- (4) 休職に関する事項

問題. 5 労働契約の書面の交付

令和4年度前期 No.47

使用者が労働契約の締結に際し、「労働基準法」上、原則として、労働者に書面で交付しなければならない労働条件はどれか。

- (1) 安全及び衛生に関する事項
- (2) 職業訓練に関する事項
- (3) 休職に関する事項
- (4) 退職に関する事項

問題. 6 未成年者・年少者・女性

令和7年度前期 No.47

次の業務のうち、「労働基準法」上、満17才の者を就かせてはならない業務はどれか。

- (1) バックホウの運転の業務
- (2) 電気ホイストの運転の業務
- (3) 最大積載荷重1 tのロングスパン工事用エレベーターの運転の業務
- (4) 直径が20cmの丸のこ盤を使用する業務

問題. 7 未成年者・年少者・女性

令和6年度後期 No.47

次の記述のうち、「労働基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、原則として、満18才に満たない者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合においては、必要な旅費を負担しなければならない。
- (2) 使用者は、建築物の解体に係る事業において、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。
- (3) 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。
- (4) 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結することができる。

問題. 8 未成年者・年少者・女性

令和5年度前期 No.47

次の業務のうち、「労働基準法」上、満17才の者を就かせてはならない業務はどれか。

- (1) 20kgの重量物を断続的に取り扱う業務
- (2) 電気ホイストの運転の業務
- (3) 最大積載荷重1 tの荷物用エレベーターの運転の業務
- (4) 動力により駆動される土木建築用機械の運転の業務

問題. 9 未成年者・年少者・女性

令和4年度後期 No.47

次の記述のうち、「労働基準法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 使用者は、妊娠中の女性を、地上又は床上における補助作業の業務を除く足場の組立ての作業に就かせてはならない。
- (2) 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。
- (3) 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。
- (4) 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結することができる。

問題. 10 未成年者・年少者・女性

令和3年度前期 No.47

次の業務のうち、「労働基準法」上、満17才の者を就かせてはならない業務はどれか。

- (1) 屋外の建設現場での業務
- (2) 動力により駆動される土木建築用機械の運転の業務
- (3) 最大積載荷重1 tの荷物用エレベーターの運転の業務
- (4) 20kgの重量物を断続的に取り扱う業務

第4章 労働安全衛生法

問題. 1 労働基準監督署長への報告

令和6年度後期 No.48

※ 法改正により、出題当時の問題を一部改作

「労働安全衛生規則」上、事業者が、所轄労働基準監督署長へ報告する**必要がない**ものはどれか。

- (1) 安全管理者を選任したとき
- (2) 作業主任者を選任したとき
- (3) つり上げ荷重が0.5 t以上の移動式クレーンが転倒したとき
- (4) 労働者の労働災害による休業の日数が4日以上するとき

問題. 2 労働基準監督署長への報告

令和5年度前期 No.48

※ 法改正により、出題当時の問題を一部改作

「労働安全衛生法」上、事業者が、所轄労働基準監督署長へ**報告しなければならない**ものはどれか。

- (1) 産業医を選任したとき
- (2) 労働衛生指導医を選任したとき
- (3) 安全衛生推進者を選任したとき
- (4) 安全衛生責任者を選任したとき

問題. 3 労働基準監督署長への報告

令和3年度前期 No.48

※ 法改正により、出題当時の問題を一部改作

「労働安全衛生法」上、事業者が、所轄労働基準監督署長へ**報告する必要がない**ものはどれか。

- (1) 産業医を選任したとき
- (2) 安全管理者を選任したとき
- (3) 総括安全衛生管理者を選任したとき
- (4) 安全衛生推進者を選任したとき

問題. 4 安全衛生担当者の選任

令和4年度後期 No.48

建設工事の現場において、元方安全衛生管理者を選任しなければならない就労する労働者の最少人員として、「労働安全衛生法」上、**正しいものはどれか。**

ただし、ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事を除くものとする。

- (1) 20人
- (2) 30人
- (3) 50人
- (4) 100人

問題. 5 安全衛生教育

令和6年度前期 No.48

建設業において、「労働安全衛生法」上、事業者が安全又は衛生のための教育を行わなくてもよい者はどれか。

- (1) 新たに選任した作業主任者
- (2) 作業内容を変更した労働者
- (3) 新たに建設現場の警備員として雇い入れた労働者
- (4) 新たに建設現場の事務職として雇い入れた労働者

問題. 6 安全衛生教育

令和4年度前期 No.48

建設業において、「労働安全衛生法」上、事業者が安全衛生教育を行わなくてもよい者はどれか。

- (1) 新たに選任した作業主任者
- (2) 新たに雇い入れた短時間(パートタイム)労働者
- (3) 作業内容を変更した労働者
- (4) 新たに職務につくこととなった職長

問題. 7 安全衛生教育(職長教育)

令和5年度後期 No.48

事業者が、新たに職務に就くことになった職長に対して行う安全衛生教育に関する事項として、「労働安全衛生法」上、定められていないものはどれか。

ただし、作業主任者を除くものとする。

- (1) 労働者の配置に関する事
- (2) 作業方法の決定に関する事
- (3) 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事
- (4) 作業環境測定の実施に関する事

問題. 8 安全衛生教育(職長教育)

令和3年度後期 No.48

事業者が、新たに職務に就くことになった職長に対して行う安全衛生教育に関する事項として、「労働安全衛生法」上、定められていないものはどれか。

ただし、作業主任者を除くものとする。

- (1) 労働者の配置に関する事
- (2) 異常時等における措置に関する事
- (3) 危険性又は有害性等の調査に関する事
- (4) 作業環境測定の実施に関する事

第5章 その他の法規

問題. 1 廃棄物処理法(建設副産物)

令和6年度前期 No.49

次の記述のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- (1) 工作物の新築に伴って生じた不要な段ボールは、一般廃棄物である。
- (2) 建設工事の現場事務所から排出された新聞、雑誌等は、一般廃棄物である。
- (3) 工作物の除去に伴って生じた木くずは、産業廃棄物である。
- (4) 建築物の杭工事に伴って生じた汚泥は、産業廃棄物である。

問題. 2 廃棄物処理法(建設副産物)

令和5年度後期 No.49

工作物の建設工事に伴う次の副産物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 除去に伴って生じたコンクリートの破片
- (2) 新築に伴って生じたゴムくず
- (3) 除去に伴って生じた陶磁器くず
- (4) 地下掘削に伴って生じた土砂

問題. 3 廃棄物処理法(建設副産物)

令和3年度後期 No.49

次の記述のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- (1) 工作物の新築に伴って生じた紙くずは、一般廃棄物である。
- (2) 建設工事の現場事務所から排出された新聞、雑誌等は、一般廃棄物である。
- (3) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片は、産業廃棄物である。
- (4) 工作物の新築に伴って生じたゴムくずは、産業廃棄物である。

問題. 4 廃棄物処理法(委託契約書)

令和7年度前期 No.49

産業廃棄物の運搬又は処分の委託契約書に記載しなければならない事項として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、定められていないものはどれか。

ただし、特別管理産業廃棄物を除くものとする。

- (1) 委託者が受託者に支払う料金
- (2) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- (3) 運搬を委託するときは、その運搬の方法
- (4) 処分を委託するときは、その処分の方法

問題. 5 廃棄物処理法(委託契約書)

令和4年度前期 No.49

産業廃棄物の運搬又は処分の委託契約書に記載しなければならない事項として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、定められていないものはどれか。

ただし、特別管理産業廃棄物を除くものとする。

- (1) 運搬を委託するときは、運搬の方法
- (2) 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (3) 処分を委託するときは、種類及び数量
- (4) 処分を委託するときは、処分の方法

問題. 6 建設リサイクル法

令和6年度後期 No.49

建設工事に使用する資材のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」上、特定建設資材に該当するものはどれか。

- (1) セメント瓦
- (2) タイル
- (3) パーティクルボード
- (4) ビニル床シート

問題. 7 建設リサイクル法

令和5年度前期 No.49

建設工事に伴う次の副産物のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」上、特定建設資材廃棄物に該当するものはどれか。

- (1) 場所打ちコンクリート杭工事の杭頭処理に伴って生じたコンクリート塊
- (2) 左官工事に伴って生じたモルタル屑
- (3) 鋼製建具の取替えに伴って撤去した金属
- (4) 内装改修工事に伴って撤去したタイルカーペット

問題. 8 建設リサイクル法

令和4年度後期 No.49

解体工事に係る次の資材のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」上、特定建設資材に該当しないものはどれか。

- (1) 木造住宅の解体工事に伴って生じた木材
- (2) 公民館の解体工事に伴って生じたせっこうボード
- (3) 事務所ビルの解体工事に伴って生じたコンクリート塊及び鉄くず
- (4) 倉庫の解体工事に伴って生じたコンクリートブロック

問題. 9 建設リサイクル法

令和3年度前期 No.49

建設工事に伴う次の副産物のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」上、特定建設資材廃棄物に該当するものはどれか。

- (1) 場所打ちコンクリート杭工事の杭頭処理に伴って生じたコンクリート塊
- (2) 住宅の屋根の葺替え工事に伴って生じた粘土瓦
- (3) 基礎工事の掘削に伴って生じた土砂
- (4) 鋼製建具の取替えに伴って生じた金属くず

問題.10 騒音規制法(特定建設作業)

令和5年度前期 No.50

次の建設作業のうち、「騒音規制法」上、特定建設作業に該当しないものはどれか。
ただし、作業は開始したその日に終わらないものとする。

- (1) モルタルを製造するために行う作業を除く、混練機の混練容量が0.45m³のコンクリートプラントを設けて行う作業
- (2) さく岩機を使用し作業地点が連続して移動する作業で、1日における作業に係る2地点間の最大距離が60mの作業
- (3) 環境大臣が指定するものを除く、原動機の定格出力が40kWのブルドーザーを使用する作業
- (4) 環境大臣が指定するものを除く、原動機の定格出力が70kWのトラクターショベルを使用する作業

問題.11 騒音規制法(特定建設作業の届出)

令和7年度前期 No.50

「騒音規制法」上、指定地域内における特定建設作業を伴う建設工事の施工に際し、市町村長への届出書に記入又は添附する必要のないものはどれか。

- (1) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (2) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称
- (3) 特定建設作業の場所の附近の見取図
- (4) 特定建設作業に係る仮設計画図

問題.12 騒音規制法(特定建設作業の届出)

令和3年度前期 No.50

「騒音規制法」上、指定地域内における特定建設作業を伴う建設工事の施工に際し、市町村長への届出書に記入又は添附する必要のないものはどれか。

- (1) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (2) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (3) 特定建設作業の工程を明示した工事工程表
- (4) 特定建設作業に係る仮設計画図

問題.13 消防法(消防用設備等)

令和6年度前期 No.50

消防の用に供する設備の種類として、「消防法施行令」上、消火設備に該当しないものはどれか。

- (1) 消火器
- (2) 連結散水設備
- (3) スプリンクラー設備
- (4) 屋内消火栓設備

問題.14 消防法(消防用設備等)

令和5年度後期 No.50

消防用設備等の種類と機械器具又は設備の組合せとして、「消防法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 警報設備 ————— 漏電火災警報器
- (2) 消火設備 ————— 連結送水管
- (3) 消火活動上必要な施設 ——— 排煙設備
- (4) 避難設備 ————— 救助袋

問題.15 消防法(消防用設備等)

令和3年度後期 No.50

消防用設備等の種類と機械器具又は設備の組合せとして、「消防法」上、誤っているものはどれか。

- (1) 警報設備 ——— 自動火災報知設備
- (2) 避難設備 ——— 救助袋
- (3) 消火設備 ——— 連結散水設備
- (4) 消防用水 ——— 防火水槽

問題.16 消防法(資格者)

令和4年度前期 No.50

次の資格者のうち、「消防法」上、定められていないものはどれか。

- (1) 消防設備士
- (2) 特定高圧ガス取扱主任者
- (3) 防火管理者
- (4) 危険物取扱者

問題.17 道路法

令和6年度後期 No.50

次の記述のうち、「道路法」上、道路の占用の許可を受ける必要のないものはどれか。

- (1) 道路の上部に、構台を組み、その構台上に現場事務所を設置する。
- (2) 道路の上部に、防護柵を設置する。
- (3) 道路に、工用電力を引き込むための仮設電柱を設置する。
- (4) 道路に、屋上への設備機器揚重のためのラフタークレーンを設置する。

問題.18 道路法

令和4年度後期 No.50

次の記述のうち、「道路法」上、道路の占用の許可を受ける必要のないものはどれか。

- (1) 歩道の上部に防護構台を組み、構台上に現場事務所を設置する。
- (2) 道路の上部にはみ出して、防護柵(養生朝顔)を設置する。
- (3) コンクリート打込み作業のために、ポンプ車を道路上に駐車させる。
- (4) 道路の一部を掘削して、下水道本管へ下水道管の接続を行う。

解答・解説

令和7年度前期～令和3年度前期